

# 障害児教育研究40年

— 思い出すままに —

茂木 俊彦

## はじめに

1965年、大学4年の時に、私は初めて自覚的に障害のある子どもの心理と教育の問題に目を向けた。爾来40年近くの年月が経過したので、それを本稿のタイトルにした。これは私が「研究一筋」でこの年月を過してきたという印象を与えるかもしれない。だが、実際の生活はそういうものではなかった。大学という教育と研究の場を拠点にして、実践の現場等に足繁くかよい、子ども・青年とコミュニケーションし、その活動と発達の実態を把握し、父母、保育者、教師、指導員などと語り合い、そこから得たものを文章にする作業を行ってきたというのが実際に、どこまでがいわゆる「研究」なのか、はっきりしないのである。

いっぽう、この40年間、あるいはそれに数年を加えた期間に、わが国の障害児・者の見方、教育や福祉の思想、制度、実践等々は、おそらく歴史的といってよい変化をとげた。それはまた、世界各国および国連等の国際組織の考え方や運動における矚目に値する発展と結びついていた。私にとって、この変化・発展は学ぶべきことばかり多く、動きについていくのが精一杯であった。

この文章は、私のこれまでの取り組みを振り返り、思い出すままに記すのを目的としている。書いたものや発言したものをていねいに見直す作業はしていない。いいことでも悪いことでも脱落があると思う。だが、それは意図的にそうしたわけではない。まさに「思い出すままに」書いたのである。

## 1 知的障害児との出会いといくらかの実験研究

65年9月のことであったと記憶する。文京区白山の下宿に寝ころび、行き詰まっていた卒論をどうしようかと考えていて、私はふと、人間の学習や思考はその座である脳が損傷されたらどうなるのだろうかと思った。それまでは健常児の学習や思考について何か実験を行って卒論をでっち上げようかと考えていたのだが、この思いつきで方向を転換した。私は、なぜか（多分、当時興味をもっていたソビエト心理学の数少ない訳書の1つだったからであろう）すでに古本屋で購入し、本棚に置いたままにしてあったア・エル・ルリヤの『精神薄弱児』を読み始め、一晩で最後まで読んだ。私が学生として学んだ東京大学教育学部教育心理学科には、知的障害児の心理と教育の研究分野で指導的役割を担っていた三木安正教授がいた。しかし、その授業には1、2回出ただけであったし、9月にもなって今さら相談になど行けぬと思ったので、何をどうするか、1人で考えざるを得なかった。結局、ルリヤの本から少し示唆を得て、知的障害児の連合学習の成立において言語（単語）の音および意味的なものがどんな役割を果たすのかについて調べようという気になり、対連合学習についての文献も若干読んで実験デザインを考えた。こう書くといかにも立派に見えるかも知れないが、実際は恥ずかしいほどにささやかなものに過ぎなかった。

データをとる場所も分からず困ったが、人の紹介で小学校特殊学級に行き、知的障害児に初めて直接に触れる機会を得た。その後、都立児童学園（65年当時は、就学猶予・免除児すなわち学齢に達している知的障害児が日々通所して指導を受ける通園施設であった）にも行って、もう少し障害の重い子どもたちにも出会った。これらの経験は私にとって興味深く、今後も継続してこのような子どもたちについて研究してみたいという気を起こさせた。しかし、まだ気持ちを固めるところまでは行っていなかった。66年の1月であったろうか。提出した卒論を見た三木教授に「君、精神薄弱をやったのだね。今後も続けるのかい」と聞かれ、「そのつもりです」と答えて私の方向は事実上決まった。

大学院では友人たちと共同で実験し毎年の教育心理学会に発表した。個人的には脳と心理活動の関係を神経学的に調べたいという気持ちもあった。そこで先輩に紹介されて東大医学部精神神経科の生理学の実験室に週に2、3回出入りさせてもらい、脳波を中心とするデータ収集の手伝いをしながら勉強した。

しかし、この後に記す事情もあって脳波等のデータを使う論文を書くにはいたらなかった。修士論文は精神年齢（MA）を一致させた知的障害児と健常児を対象に単純反応時間、選択反応時間の測定を行い、その頃それなりに話題になっていたMAの意味・意義の検討と脳の神経活動に関する関心をドッキングさせた。その結果は後に連名で東京学芸大学特殊教育研究施設の研究報告（1974年）で公にした。

友人との共同でその後もいくつかの実験研究を行ったが、その間にいわゆる「東大闘争」が勃発し、研究は一時停止を余儀なくされた。上記の精神神経科に蓄積したデータは、龍岡門を入れてすぐ右手に位置する有名な赤レンガの建物の封鎖で取り出せなくなり、そのままになった。

## 2 障害児の教育権保障運動への参加

「東大闘争」は、その時博士課程1年であった私に大きな影響を与えた。大学の自治や学問の自由について改めて考えたというだけではない。大学における研究とそれが立地する地域との関係の問題、研究活動における理論と実践の相互関係の問題などについて深刻に考えることとなった。

同時期、私のもう一つの大学だと言える全国障害者問題研究会（全障研、1967年結成）では、未成熟ではあったが発達保障の思想と理論が提起されていた。当時は知的障害をはじめ各種の障害のある子どもと健常児の種々の面での質的差異を強調する研究や言説が主流であった。また障害のある子どもの発達の限界説が流布していた。そうしたものに疑問を抱くことの少なかった私には、それらを鋭く批判する思想・理論との出会いは衝撃的でさえあった。また研究と実践・運動の関係については、両者を環流関係におき、ともに発展させるべきだとの考え方が明らかにされていた。これは、大学で学ぶ心理学に満足できず、修士1年の時から先輩や仲間とインターカレッジで結成準備を進めていた心理科学研究会（心科研）で追求しようとしていた考え方とも共鳴した。

なお、全障研ではその後1979年の夏に選ばれて全国委員会副委員長となり、89年に委員長の任に就いた。それは総長の1年目すなわち2003年夏の全国大会まで続いた。全障研役員の任務はいろいろな意味で私の力量をはるかに越える

ものであった。しかし見方を変えれば、背伸びしてその職責を果たそうとする中で、多少ではあるがみずからを成長させることもできたという思いがあり、会員には心から感謝している。

大学を変える取り組みと全障研活動への参加は、私にとって重要な経験であった。しかし、研究上の私の問題意識は一挙に鮮明なものになったわけではない。それは、若干のためらいを感じながらも、方法等においてそれまでとさしたる変化もない小実験をいくつか行っていたことをみれば分かる。また修士課程に入った直後から杉並区立済美教育研究所の教育相談の仕事（アルバイト）をしていたが、障害児の就学相談も担当し、障害のそれほど重くない子どもの親に就学猶予を勧めたことにもあらわれている。この経験は、当時の特殊学級や盲学校・聾学校・養護学校の設置（配置）状況、それらの教育機関の子どもの受け入れについての考え方や実態を考慮すれば、やむを得なかったと自己弁護することもできるかもしれない。だが、幾人もの親の止めどなく流れる涙に接しながら、相談員としてその悲しみや怒りの深さにどこまで共感的な理解をもったか、どこまで粘って就学保障の道をさぐったか。事実はまことに不十分であったと認めざるを得ず、子どもや親の顔も思い出せなくなっている現在でも、自責の念が消えないのである。

私の意識が明確に切り替わり、取り組みの対象等にも変化が出てきたのは1970年代初頭である。1970年10月、教育心理学科の助手の一人が転出した。その時私は博士課程3年に在籍していた。学科主任の三木教授から助手にという話があり、あと半年弱を残して中退ということになるのでちょっと迷ったが、エイッとばかりに決断して10月末で退学し、翌日から助手になった。

助手に着任して1ヶ月も経たないうちだったと思う。東京都で初めて設置された文京区の小学校訪問学級担任だという若い女教師2人が訪ねてきた。用件は在宅不就学障害児の調査をしたいのでその方法を教えてもらいたいということであった。訪問学級対象児の障害はまだ軽い方である。区内には訪問教育の対象からも外されている障害の重い子どもたちが少なからずいて、就学猶予・免除のままになっている。この子らもせめて訪問教育の対象とされるべきである。ついてはまず実態を調査したいのだというのであった。

含意は調査を手伝えということであり、それが先にちょっと触れた問題意識をもって私の内面と響きあったので、その後あまり間を置かずに実態調査に乗り出すこととなった。私は自分だけでなく院生、学生も参加するのがよいと考えた。また教師や福祉関係者だけでなく当事者である障害児の親たちもいっしょに調査する体制をつくる必要があると思った。それでできたのが「文京区心身障害児実態調査委員会」という自主組織であり、私は推されてその委員長をつとめた。この活動は2年以上にわたり、もちろん他の会合等もあってのことだが、毎夜最終電車で帰宅するような状態だった。それは実質的には障害児の就学権保障運動、養護学校づくりの運動へと発展し、また東京および全国の運動につながっていった。

この取り組みについては同委員会による報告書を2冊出した。1990年に上梓した岩波新書『障害児と教育』の序章に要点を記しておいた。また私の意識の変化については同じ新書の「あとがき」に書いた。調査活動が私に与えたインパクトは決定的であって、障害のある子どもたちの権利侵害、発達障害の実態を省みず放置して、いくら心理学的な実験を積み上げたところでそれが何になるという——「あとがき」では若気の至りとしておいたが——、バランスを欠いた考え方をもつに至った。それは基礎的・実験的研究、実践研究、権利に関する理論研究と権利保障運動等に、それぞれの固有の意味を付与し、同時にその相互関係について冷静に考えるという点で大いに問題があったのである。だが、当時はその点で落ち着きを失っていた。少しして問題に気づきはしたが、私の場合は走り出したら止まらなかった。

実態調査に参加するより少し前から、私は1学年下の村越邦男君らとともに西久保保育園の園長であり保育学研究でも重要な仕事をされた故・近藤薫樹氏や、これまた故人となってしまった阿佐ヶ谷保育園長の三輪政太郎氏などと、東大や小学館の部屋を会場にフランスの心理学者アンリ・ワロンの著作を読む会をもっていた。それについて今ここでは述べないが、近藤氏の紹介で、結成されて間もない「障害をもつ子どものグループ連絡会」の月例会にはじめて参加したということがある。

この会は1960年代にすでに都内に60数カ所あるとされた障害幼児と不就学

児のための自主的な保育グループの連絡会である。準備段階では、この会の名称は「障害をもつ幼児の……」とする案があったのだが、保育グループの多くは幼児だけでなく不就学児も対象にしているという実態があり、「障害をもつ子どもの……」とした経緯があったのだという。あの頃における障害児の教育権保障の実態を反映していて興味深い。この会との関わりがきっかけとなって障害幼児の保育問題、さらには一般の保育問題にも首をつっこむこととなった。新書版の『障害児保育論』(1975年)は、私のはじめての単著であるが、その出発はこのあたりにあった。

私の視野に障害のある乳幼児の保育・教育から学校教育まではいるようになり、その法や制度上の整備、実践研究、障害のある子どもの権利問題等々が私の主たる関心事となった。ついでに言うと、教育法学会が科学研究費をとって教育条件整備研究会を行っていたが、障害児についてプロパーの者がいないから協力せよと言われ、教育法学会会員になった。同会の刊行物などに寄せた論稿があるのはそのためである。身の程知らずとはこのことか。

1970年代の末頃からは通常の学童保育における障害児の受け入れと実践、障害児のための学童保育の場づくりに関係する仕事をし、また障害者の作業所づくりや労働保障の問題でも依頼される仕事も少なからずあった。しかし軸は何と言っても乳幼児期から青年期までの障害のある子どもの保育と教育の問題にあったのである。

### 3 障害・発達・実践

私の関心事は相当に広がり、下手をすると拡散しかねない程度になった(あるいは人は拡散していると見た可能性があるし、それは当たっているかも知れない)。しかし、私の内部では意識的に焦点を定めていたつもりである。焦点は狭く言えば「障害と発達」、その相互関係の解明の問題にあり、やや広げると実践研究にあった。

障害と発達の相互関係の問題への迫り方は一つではないであろう。私の場合は、障害それ自体が変化・発展することに注意しつつ、障害のある主体は、その発達がどの段階に達しているか、また暦年齢は何歳であるかによって、障害

の持つ意味を異なって受け止めて生きるなのであろうと考え、その実態、内的なつながりを解明したいという問題意識をもって理論研究に取り組んだ。岩波講座「子どもの発達と教育」の第3巻『発達と教育の基礎理論』に執筆した「発達における障害の意味」という論稿（1979年）は、生硬さを免れていないが、そうした検討の初期段階で整理を試みた産物である。

障害と発達の関係に関しては、その後、一つには障害概念の研究を行う方向をとり、もう一つにはしだいに押し出されてきたニーズ論との関係を意識しながら私なりの考察を進めるという方向をとることになった。

障害概念の研究は、70年代に障害者の人権保障運動が世界的な広がりを見せ、その一環として「障害とは何か」という問題へのアプローチが発展したことの影響を受けたものである。すなわち、それまで障害は主として医学・医療の対象として把握されることが多く、障害の概念規定もその角度からなされることが主流であったが、障害者の人権をより強調する動きの中で、障害を社会・環境との関係においても把握するべきであるとの考え方が前面に押し出されてきたということがあった。それは障害を機能・形態障害 (impairments) → 能力障害 (disabilities) → 社会的不利 (handicaps) という3つのレベルに分け (矢印は機能・形態障害から直接に社会的不利につながる場合もある)、それを因果関係で把握するものであった。この考え方は1980年に世界保健機関 (WHO) が国際疾病分類から障害の部分を取り出し、さらに詳細化して「国際障害分類 (試案)」を作成・公表したのが契機となって一般に流布したのであり、私の作業もそれに刺激されて行ったのである。日本のものでは上田敏氏や佐藤久夫氏の障害構造論を意識した検討であった。大学院のゼミでこれを扱い、その成果の一端は「障害概念の教育学検討」(平田勝政、高橋智との共著論文、1984年)にまとめた。上田氏は障害の発生によって主体が体験する落ち込みや立ち直りなどのプロセスを「体験としての障害」(やまい)としてカテゴライズし、これを含めて障害概念に関するいわゆる上田モデルを提起していた。これに対して私たちは、このプロセスは障害の構造の一部を占めるというよりは、障害をもって生きる主体の心理・意識の問題あるいは人格発達上の問題であるとし、上田モデルは「障害」によって「障害者」を説明してしまう枠組みであ

ると批判したのである。これをとくに教育の角度から言えば、教育は障害にも働きかけるとしても、それは障害のある主体への働きかけを通して行うのであるとの主張を行ったのであった。この議論の仕方は、障害・発達と教育実践の関係を考える枠組みを整理したことでもあり、私たちにとっては重要であった。

大学院のゼミではその後「精神薄弱」を対象としてその概念をどう把握するかを検討に進んだ。WHOその他の障害概念は、各種の身体障害には当てはめやすいが、精神障害や精神発達の全般的な遅れを特徴とする「精神薄弱」についてはよりていねいな検討と理論化が必要であると考えたためである。まず歴史研究から始めようということになり、明治以来の各種の関連雑誌等で「精神薄弱」またはこれに該当する他の用語がいつどのように登場し使われたかをたんねんに拾い出す作業を行った。ゼミ参加の多くの院生がこれを担った。この研究は「わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究」のテーマで科学研究費補助金を受け、のちに同刊行助成を得て多賀出版から刊行した（1992年）。この出版以降、高橋、平田両君はそれぞれ独自にこれに関係する仕事もしているようであるが、私自身は進めることができなかった。しかし、もしかするとアメリカ精神遅滞学会編・発行の『精神遅滞—定義・分類・サポートシステム』（1999年）の監訳の仕事や、歴史的なものではJ. W. トレントの社会史的色彩の濃い著作『「精神薄弱」の誕生と変遷』（上・下、1997年）の監訳（共同）の仕事につながっていることになるのかも知れない。

他方、ニーズ論との関連では、私は一貫して、各人において表面化しているニーズは同じでも、その発生要因が異なれば教育その他の実践的対応についても異なる部分をもつという主張を行ってきた。きわめて大雑把な話をすれば、たとえば学習についていけないという困難（言い換えれば教育的ニーズ）がある点では同じであっても、その背後に障害があるか、家庭的要因があるか、あるいは教師の指導に問題があるか等々によって異なる対応が必要であり、さらに同じく障害がある場合でも、障害種とその程度等によって異なる対応を求めることになるといったことである。

実践レベルの問題として言うと、障害児教育においては通常の意味での「教育」だけでなく、医学・医療からのアプローチや心理学をバックグラウンドに多

数開発されてきた各種の訓練・治療プログラムの適用など、アメリカ流の位置づけでは「関連サービス」(relative services)といわれる部分をどう位置づけ、教育実践の構造を作り上げるのかという問題になる。「関連サービス」とされる部分は、これもちょっと乱暴な言い方をすれば、「障害とそれがもたらすもの」に実践的にどう接近するかということとほぼ同義なのであるが、その場合も、障害のある「子ども」に教育実践としてどう対応するかという問題把握の枠組みをはずして考えるのは正しくないであろうと思う。私は、各種「関連サービス」を、「教育」との関係を問い、また実際に重ね合わせたりリンクさせたりする努力をしつつ、適用するという考え方が強調されなければならないと考えるのである。

前世紀末から今世紀のはじめにかけて、わが国の障害児教育は大きな転換を始めている。制度上の重要問題は文部科学省が推進しようとしている「特別支援教育」についてどう考えるかである。そこでは障害種別に設置されてきた盲・聾・養護学校を「特別支援学校」とする、学校教育法上は障害のちがいに応じて7種類設置できることになっている「特殊学級」を廃止し「特別支援教室」(学級ではない)とするという方向が示されている。それは「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもたちに特別な支援を行う学校教育というイメージであるが、ここでも私は障害と発達そして教育という、上に述べてきたような問題意識を適用して批判的に考えようとするのである。

障害児教育実践に関する私の考え方の基本は、全国障害者問題研究会の機関誌「みんなのねがい」の連載をもとに作った著書、『教育実践に共感と科学を』(1984年)にもっともよく表現されていると考えるが、これはその後、先に挙げた『障害児と教育』でもう一度整理した。またそれは最近著の『発達保障を学ぶ』(2004年)に継承されている。他方、全障研の理論誌「障害者問題研究」に執筆した論文等に手を加え、これより1年前、『障害は個性かー新しい障害観と「特別支援教育」をめぐって』(2003年)を上梓し、障害論、発達論、教育論をつなぐ議論を行い、教育論については実践の問題と制度の問題ーとくに「特別支援教育」ーの両方に言及した。これらの本は、そこに力点の置き方にちがいはあるが、いずれも障害、発達、教育実践、制度について追求してきた

ものの現時点でのまとめだと言える。

#### 4 ノーマライゼーション、インクルージョン、障害のある人々の権利

周知の通り、国連はそれまでの世界の障害者運動の積み上げに立って1981年を「完全参加と平等」(full participation and equality)をテーマとする国際障害者年とし、以後今日に至るまで障害者の権利保障のための国際的共同行動を推進してきた。私はこの間に組織された国内NGO「国際障害者年日本推進協議会」またそれを継承した「日本障害者協議会」に全障研を代表する協議員の一人となって参加した。政策委員会などにも若干の関与をしたが、大学の本務や他のいろいろな仕事もあり、あまり十分な活動はできなかった。しかし、理論的には国際動向やNGOの提起するものに大いに触発され、インテグレーション(統合)、ノーマライゼーション、インクルージョン等に関して自分なりに考察を加えた。

このうちインテグレーション、とくに教育におけるインテグレーションについては、やや詳細に国内外の制度等を調べたことがある。1970年代に養護学校教育の義務制施行を求める運動のただ中にわが身を置いたこと、他方で重症の障害児も含めてすべての子どもを通常学級へというスローガンのもと、養護学校をはじめとする障害児のための特別な教育の場を否定する動きがあったことが影響している。もともと私は、障害のある乳幼児の保育の分野で、いくつかの自治体の保育園における障害児を含んだ保育(統合保育)の制度をつくることに直接・間接にタッチし、また障害児保育を実施している自治体の保育園への巡回相談を引き受け、それを合計すれば10数年間の経験があった。障害児のみを対象とする幼児の通園施設のいくつかとも継続的な関係をもっていた。そして、そのような経験を基礎に障害のある子どもを健常児の中で育てることのメリット、デメリットについて検討を重ね、保育だけでなく学校教育についても、通常の教育の場を含んで多様・多彩な場を用意し、子どもの障害や発達の状態、父母の労働と生活の実態などを考慮して、障害児各人にもっとも適切な場を提供するシステムを作り上げる必要があると考えてきていた。

それゆえ国内外のインテグレーションを推奨する動きの中で、これに無批判

に与することはできないしすべきではないと考えて、自分としてはやや精力的に研究したのであった。1992年から93年にかけて在外研究の機会があったが、そのさいにはインテグレーションの問題に関心を集中し、ニューヨークでの生活も大学と教育現場巡りが半々という感じで、文献・資料収集と実態把握、研究者や現場教員とのディスカッションを行った。比較的多くの文章を書き、また著書も公にした。ノーマライゼーションにも言及したのでそれをタイトルにした『ノーマライゼーションと障害児教育』（1994年）は、内容的には在外研究での成果も盛り込んで当時の状況を整理したものである。

なおこの本の末尾に、市立尼崎高校不合格事件（神戸地裁）で原告となったデュシェンヌ型筋ジストロフィーの玉置真人君の弁護団から依頼され、原告の訴えを支持して書いた意見書を再録しておいた。内容は玉置君の障害と発達の状態を把握した結果の記述と普通高校における障害児の受け入れについての自説を開陳したものであった。玉置君は全面勝訴したのであるが、そのためにいくらかは役立ったのではないかと自負している。私にとっては思い出深い仕事の一つである。

今では国際的にも国内的にもインテグレーションの用語はあまり目にしなくなり、代わりにノーマライゼーション、インクルージョンといった用語のほうに前面に出ている。これら3つはそれぞれに固有の意味をもっているのであるが、ここでは触れない。しかし大事なことは、障害のある人々の人間としての要求、とりわけ人権要求に学びつつ、障害と発達と生活の実態を考慮して、その人間としての権利がいかにすれば守れるかという視点から、教育や福祉や医療の制度をととのえることであり、実践を組み立てることである。

障害のない人々の障害と障害者に関する認識や行動の変化を作り出すこともまた大きな課題である。この面で私はいろいろな活動をしたと言えるが、中でも力を注ぎまた楽しかったのは、子ども向けの本の出版である。各種の障害や病気の専門家、作家、画家との共同作業で作った『子どものためのバリアフリーブック・障害を知る本』（全11巻、1998年～99年）、続いて出した『難病の子どもを知る本』（全8巻、2000年～01年）がそれに当たる。障害者自身が書いたイギリスの子どもの本を監訳した『障害を理解しよう』（全4巻、2000年）も、

同時期の発行である。

最後にノーマライゼーション、インクルージョンが提起される中での昨今の政策動向に関して一つだけ指摘しておきたい。それは教育、医療、社会保障・社会福祉等の分野で、こうした国際動向にかこつけて、人々の善意を最大限に利用し、もともと貧困な関係予算をさらに削減していく動きが顕著だということについてである。国連では今、障害者権利条約の策定に向けて精力的な作業が進められている。わが国の施策はそのような動きに大きく立ち後れているだけでなく、逆行しているといわれてもしかたがない。

当然のことであるが強調しなければならないのは、障害者の人権保障の考え方を基軸に据え、公的な財政的裏付けをもった制度的整備をしっかりと行い、障害のある人々に直接に接して仕事をする人々を励ますこと、それらと一般の人々の善意を適正に組み合わせる時、障害のある人々の人間発達と幸福の追求はしっかりサポートされることになるのだということである。

## おわりに

最初はそのつもりではなかったが、ここに書いた回顧は、結果として自著のあまり中身に立ち入らない解題のような色合いが出てしまった。こんなものは、読んでくださる方々にとっては迷惑以外の何物でもないのではないかと、思われてくる。だが、これを反古にして最初から書き直す時間もない。退職を間近に控えているという事情に免じて、ご寛恕のほどを願いたい。

私は東大の助手を皮切りに広島大学、立正大学を経て東京都立大学に来た。都立大には23年半在職したが、その終わりの9年間は評議員（3年）、学部長（4年）、総長（2年）として過ごした。そのせいで、というと言い訳になるに違いないが、現場に出向いたり文献を収集したりといった活動をする時間がしだいに減ってきた。特に最後の2年間はほとんどまったく身動きができない状態で、個人としての仕事は遅々として進まなくなってしまった。ここで言う仕事は、もちろん著書をいくらか出版したことは別のことであると認識している。自分流のリハビリテーションをして、できるだけスムーズにほんらいの私の仕事に復帰したい。